

会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第3回）
開催日時	平成21年9月17日（木曜日） 午後4時00分から5時45分まで
開催場所	田無庁舎 5階501会議室
出席者	委員：浅川公紀、大屋 宏、高木保男、高崎三成、筑井久雄、富田恵子、西道 隆、蓮見一夫、原田 久、柳田由紀子（敬称略） 事務局：下田総務部長、手塚総務部参与兼職員課長、清水総務部主幹、森谷職員課長補佐兼人事給与係長、池澤企画部参与兼財政課長、下田企画部財政課財政係長
議題	特別職の報酬等について
会議資料の名称	平成21年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>浅川会長 定刻になりました。それでは、平成21年度第3回西東京市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。時間は90分ということでしたので、今日は4時開会ですので、5時30分終了ということでご協力をお願いいたします。これから諮問の審議に入りますけれども、はじめに事前に配布されました会議録を確認し決定したいと思います。</p> <p>皆さん、ご承認をいただいたということですのでよろしいでしょうか。それでは、第2回会議録につきましては、承認されたものとさせていただきます。</p> <p>事務局 ありがとうございます。それでは公開の手続きに入らせていただきます。</p> <p>浅川会長 今日の審議は簡単に言うと2点ございまして、1点目は前回柳田委員から要望のありました資料を事務局が用意してありますので、それについての説明をしていただく、これが第1点。第2点目はこれが実は今日のメインだということは皆さんご承知と思えますけれども、前回の会議の時に市の財政状況を財政の担当者から説明を受けたいという要望をいたしました。事務局で相談した結果、担当者にご出席いただいておりますので、この機会に説明をいただくということでございます。だいたい4時30分頃から担当者にお越しいただいてご説明いただきたいと思います。ですから、2点これから審議をしていくということになります。それでは、1点目柳田委員の前回要望のあった資料について、これは既に皆</p>	

さん方には郵送で事務局からお送りしていると思いますので、お読みいただくなり、理解していただいたと思いますけれども、改めて事務局より説明をお願いします。

事務局

資料の説明に入ります前に、本日机前にお配りいたしました資料等につきまして、ご説明いたします。

1点目は、確定しました第1回西東京市特別職報酬等審議会会議録です。今月末には、ホームページに掲載する予定です。

2点目は第1回西東京市特別職報酬等審議会資料の資料9の正誤表と差し替え分です。大変申し訳ありません、正誤表の左側の正しい方をご覧いただきたいと思います。財政力指数の立川市の数値が正しくは1.227でして、それに伴いまして、順位と9市平均の数値が変わります。もう一箇所は経常収支比率の小平市の数値が正しくは92.7です。順位、平均に影響はありません。大変申し訳ありませんが、差し替え方をお願いいたします。

3点目は第2回西東京市特別職報酬等審議会資料の資料1及び資料2の正誤表と差し替え分です。名称に誤りがありました。資料1では「東京都市町村総合事務組合」とありますのは、正しくは「東京市町村総合事務組合」、資料2では「多摩地域モノレール等建設促進協議会」とありますのでは、正しくは「多摩地域都市モノレール等建設促進協議会」、「多摩北部都市広域行政協議会審議会委員」とありますのは、正しくは「多摩北部都市広域行政圏協議会審議会委員」、「監査委員会」とありますのは、「監査委員」となります。大変申し訳ありません。差し替えをお願いいたします。

それでは、事前にお配りいたしました資料要求のありました資料につきまして、説明をさせていただきます。

資料1 東京都区部消費者物価指数

資料1は、東京都区部消費者物価指数です。総務省統計局調査による東京都区部における消費者物価指数です。

消費者物価指数は、平成17年の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表しています。

資料2 給与改定等の推移

資料2は、給与改定の推移です。1の表は上から西東京市、東京都、国の一般職の給与改定率の推移です。合併後の平成13年度から直近の平成21年度の国の人事院勧告までの給与改定率と金額を表しています。西東京市の給与改定は東京都人事委員会の勧告に準拠しており、平成13年度と平成16年度の改定なしの年以外はマイナス改定となっています。

次に2の表は期末手当等の支給月数で平成13年度から直近の平成21年度の国の人事院勧告までの期末手当等の改定月数を上から西東京市の一般職と市長等及び議員、東京都、国と表しています。一般職は、平成13年度から平成16年度までは、マイナス改定となっております。平成17年度から平成19年度まではプラス改定で、平成21年度では国はマイナス0.35月の人事院勧告が出ています。10月には東京都の人事委員会勧告が出る予定です。この中で市長等及び議員の期末手当につきましては、マイナス改定の年はその年から、プラス改定の年は翌年から改定しているところに違いがあります。

資料3 会議開催状況

資料3は、議会における会議開催状況です。3ページにおきましては、1定例会、2臨時会の平成18年から平成20年までの過去3年間における会期日数、会議日数、会議

時間を表示しています。4ページは過去3年間の各委員会における議案数、請願・陳情数と各委員会の開催日数と会議時間を表しています。出典は西東京市議会年報です。平成20年における26市の会議状況実績では、本会議時間数の少ない市は66時間42分、多い市では西東京市の149時間22分の実績となっています。

このほかに、協議又は調整を行うため、会派代表者会議、議会報編集委員会、正副委員長会議、全員協議会を必要があると認められるときに設けています。

資料4 外部団体等の活動状況

資料4は、平成20年度の外部団体等の活動状況です。一部事務組合及び協議会は、自治体のごみ処理、病院等の市町村事務を区域を越えた広域的な事務処理等を共同処理するために設けています。市長及び議員の一部事務組合及び協議会等における報酬単価の改定期日と会議の開催日数と会議時間を表しています。

資料5 報酬等審議会における増額分の説明について

資料5は、平成19年度第4回西東京市特別職報酬等審議会における増額分の説明です。

資料6 改定前と改定後の市長等の退職金比較

資料6は、改定前と改定後の市長等の退職金を比較しまして、全体では2,458,000円の増額となります。

資料7 予算特別委員会資料（個人市民税 納税義務者の推移）

資料7は、平成21年3月13日に市民部市民税課が予算特別委員会に提出しました資料です。

資料8 法人市民税の調定額・納税義務者数の推移

資料8は、第2回の資料9の下の部分に棒グラフを付け加えたものです。

資料9 特別職報酬等に関する陳情（追加）

資料9は、特別職報酬等に関する陳情の追加1件分を掲載しております。

以上で簡単ですが、資料要求のありました資料の説明を終わります。

次に議員報酬の一部供託について、大阪の箕面市でかつて、一部供託していたようでございます。現在の箕面市の条例上では、一部供託に関する特段の記載は確認されておりません。以上でございます。

浅川会長

ありがとうございました。説明が終わりました。配布資料に基づいて不明な点わからない点があればお受けしたいと思います。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

柳田委員

資料1で消費者物価指数の資料をいただきましたが、ちょっとこれだとわかりにくいので、あとで図になったものがございましたので資料として配らせていただいでよろしいでしょうか。

浅川会長

図になったものがあるのですか。

柳田委員

そうです。グラフになったものがございましたので、見やすいので。全国の指数なのですけれども。それと資料3で、定例会と委員会の開催状況、それから資料4で外部団体等の活動状況の結果などをいただきましたけれども、この中でここに入っていないで口頭でご説明いただいたのがございましたね。全員協議会とか。それはどうして入れなかったのでしょうか。

事務局

議年年報には、昨年の9月にその分の規則が改正されたということで、次回の年報から掲載されるということで載せておりません。

柳田委員

データがないということですか。

事務局

はいそうです。

柳田委員

わかりました。それから各委員の方は、研修というのですか視察をしますが、そういうのも行っていると思うのですけれども、そういうのも公の活動ということになるのじゃないかと思えますけれども、それが全部抜けているのですけれども、それがありませんでしたらお願いします。あと職責として活動しているというものは、ここにありますものだけなのではないでしょうか。あとは把握できないということでしょうか。個人の議員の活動というのは把握できないということでしょうか。

事務局

議年年報から資料として提出させていただきました。行政視察について、次回提出させていただきます。

柳田委員

わかりました。資料6で退職金の比較をしていただいたのですけれども、改定前と改定後でどのような変化があるのかということで、もう1つ市長は退職金ですけれども議員は共済年金の掛け金というので、共済費がやはり改定後だと増額になるというふうに思います。その分が抜けておりましたので共済についての資料もお願いします。

事務局

議員報酬の増額分に対する共済費のはね返りということでしょうか。

柳田委員

そうですね。たぶん影響があるのはそのぐらいでしょうか。私もちょっとわからないのですが。基本給と期末手当。それから市長等の常勤の方は退職金。議員の方は共済に反映されるということで、影響が出てくるのはその点だけでしょうか。

事務局

ご趣旨に沿って確認を可能な範囲でさせていただきます。

柳田委員

はい、すみません。

浅川会長

今のご質問に対して、可能な範囲の回答をお願いしましょう。

事務局

ご趣旨は、報酬額に対して共済費等に影響があるかどうかというその辺のことですね。

柳田委員

はい。この間気が付かなかったのですけれども、共済もあつたとあとから思いまして、すみません。財政白書も資料としていただきましたけれども、この内容についてはこれからご説明があるのでしょうか。その時にまたいろいろお聞きするというのがよろしいのでしょうか。

浅川会長

そうです。

柳田委員

それから、供託の件につきまして、私も調べてみまして、個々の事例では堺市、箕面市、熊本県の合志市というところでも報酬の増額に対して増額分の受取りを拒否ということで市が法務局に供託しております。民法494条の弁済供託によってそれぞれ根拠法令としてやっているようです。増額分の供託が不可能であるということではないと思いますので、その辺はどのように市が考えていらっしゃるのでしょうか。なるべく議員の生活を困窮しないように、増額分以外は支払っていただければと思います。ご検討いただきたい。

浅川会長

そんなところでよろしいですか。他の委員の方はいかがでしょうか。

大屋委員

私の話は単純な話ですけれども、資料2給与改定等の推移。この表題なんかかなりませんか。一般職の方のということなんですよ。これ何書いてあるのだろうと思って中見たら一般職と出てきまして。もう1点が会議開催状況。第1回、第2回の会議の何だろうと思って私見ましたらこの審議会の話だったのです。こんな表題ないじゃないですか、という意味です。次に資料4の外部団体等の活動状況とありますけれども、これ活動状況が記されているわけですか、とそういうことです。以上です。あと、資料の出典を書いてもらうといいのですけれども、今回の資料に資料7にだけは市民部市民税課とありますけれども、あとは出典ありませんね。

事務局

資料3でございます。

浅川会長

出典についてもお話をされましたね。

大屋委員

ああそうですか。あともう1点は、資料7の課税標準額というのが私わかりませんので、これを延々とお話いただいてもしょうがありませんので、我々年収総額、個人市民税が圧倒的に多いでしょうから、標準はいったいどういうことになるのか。ここパッと見たら10万円以下とあるものですから、月額10万かと思って。上の方にきたらわかりますけれども、いずれにしましても総額との関係について。エイヤで結構です。この数字というのがどういう意味、皆さん個人的に年額いくらもっている。それに対してここに出ている課税標準額というのはどのようなレベルになるのかということでございます。エイヤでそれをつかまないと我々給与生活している者が年額10万もっているなら、課税標準額がどういうことになるのか。

浅川会長

事務局いかがですか。

事務局

表題がわかりにくいということですので、この辺については、今後わかりやすい表題にしていきたいと思っております。それから出典につきましても、漏れないように記載していきたいと思っております。それから課税標準額ですけれども、これにつきましては給料でいきますと、収入から所得に置き換え、その所得から社会保険料等の控除を引いた残りの部分の、税率をかける部分が課税標準額ということになっております。

大屋委員

いえ、その辺の話は私わかっております。我々よく個人市民税が圧倒的に多いのです

よね。ですから個人がもらえる年収もどの程度で数字がここに出ているのでしょうかと。私が年収100万もらっているなら、80万の数字がここに出ているのだとか、そういうことです。その辺の判断ができないと、私がそのところをつかめないものですから。

浅川会長

大屋委員のご質問に対して、何かうまい説明はありますか。

大屋委員

ほぼこういう線だろうという、どなたでも結構なのですけれども。

柳田委員

あとで財政の方が説明してくださるのではないですか。

事務局

まず、資料につきましては、前回柳田委員からのご指定の資料でございますので、ご説明をさせていただきます。それから課税標準額の説明ではないということでございますので。

原田委員

例えば、私も毎年申告をいたしますけれども、その際には控除される額が毎年度変更されたりする可能性がおおいにありますでしょうし、また個人的な状況によって扶養の家族と扶養の控除の分が違うわけですから、一概に私がそういう資料を1度も見たことがないのは、おそらくこの課税標準のこのデータから一概にこれくらいの額の人達はこれくらいの年収があるはずだということを、ざくっとしては言えるのでしょうか。

大屋委員

まさにそうだと思います。いろいろな条件があって。だから課税標準額は課税標準額というそういう説明をされたのでは。我々は年収を議論してますけれども、課税標準額と出てますけれども、それ何も関係ないよとなってしまうのではないかと私は思うのです。それぞれによって違うのだから。この数字を我々が議論している金額との関係はいったいどこでどうなんだろう。例えば市長が100万の年収の人がここの表のどこに入ってくるのか。そういうことに関わってくるのだらうと思うのです。私は10万円とここに書いてありますけれども、いや、10倍なんだと言われれば、そうですかでおしまいになってしまうのですけれども。そういうレベルがよくわからないという意味です。

柳田委員

私が要するにこの資料を出してくださいと申し上げたのは、市民の税負担がどういう層でなされているのかということを知りたかったわけなのです。つまり、市民の懐具合の様子がある程度わかるのではないかと思ったわけです。市税の中では市民税の占める割合が一番多く、そしてその市民税の中で占める割合が給与所得者というんですか、8割以上ということで、その辺が把握できるのが課税標準額ですか。それでだいたい市民の納税の負担の人数と額というものがつかめる、市民の状況がわかるのではないかと求めてこの資料を請求したというそういう趣旨です。背景を理解するためにということで。直接これを年収がどうのと比較することではございません。

浅川会長

改めて資料請求の趣旨をお話いただいたということですね。

大屋委員

その上でなおもう1度だけ。標準的な家庭ではこういうレベルになりますというよう

な資料をそれでは1つお願いします。一般的に年収との関係がどうなっているのか。

柳田委員

財政白書11ページに。

蓮見委員

私は給料はどのくらいもらっているのですかというお話で課税標準額ということをお話を言われましたけれども、私は自営業なものですから、給料がないのですよ。結局所得の比較をする時に、私は青色申告でやっているものですから、毎年控除も変わったりいろいろな方法があるものですから、まあ課税標準額ということに対しては自営業の方、サラリーマンの方おりますけれども自営業の方たちも同じレベルに置くには課税標準額が基準にならないと比較にならないのかなあという意味で、課税標準額を基準にしているのかなあということだと思います。それともう一つ、私も見まして、実は10万以下で暮らしている人がいるとびっくりしたのですよ。というのは、よくよく見ますと課税標準額でやっていますけれども、まあ変な話ですけども、納税者が全部いるということですから、例えば奥さんがパートをしている人とか、そういう人も納税義務者になりますので、普通に働いて給料を持って帰って、あるいは自営業をしてお金を入れている人達というのは、わりと少ないのだなあというのがこれを見て実感しました。ということと、あまり不景気だ不景気だと言っていますけれども、高額納税者が少なくなっているのかと思いましたが、それほど大きな変化はないのかなあというのが実感でした。こういう趣旨で僕は見させていただきました。

柳田委員

個人市民税所得額の課税額の推移というところで、西東京市財政白書19年度版なのですが、11ページに所得金額と所得割額の推移というものがございまして、これは一人当たりの所得金額となりますけれども、課税標準額とは違うのではないかと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

浅川会長

それは後ほど話をさせていただくことにしましょう。柳田委員の資料請求に対するご説明はこれでということではよろしいでしょうか。何か他にございますか。

原田委員

先ほど議会の活動に関して、ここに載せてあったこと以外に全員協議会と4つ位ありましたけれども、議員の方々のオフィシャルな活動というのは、どういうふうに捉えたらいいのかなと。例えば、その4つの仕事というのは、全員協議会というのはおそらくここでやっていると思うのですが、議場でやっていらっしゃったりすると思うのですが、それ以外の3つの活動というのは例えば会派同士の長が協議をすると。そうするとやはり議会の建物の中でなされるのか、あるいは何時頃なされるのか。細かいことはわからなくて結構ですけども、それはやはりオフィシャルな活動として捉えることができるのか。例えばよくある国会議員の方々が夜な夜な料亭でうんぬんというのがありますけれども、その4つの活動というのは、どんなふういつ頃どういう形で。例えば議事をとっていらっしゃるならオフィシャルな活動でしょうし、私がお尋ねしたいのは、ここに載せていらっしゃる会議のデータ以外にもう少し幅広のオフィシャルな議員の活動があるとすれば、それも含めた議員報酬を考えてあげないといけない。おそらくここだけではないのではないかと。その点明確にということとは絶対無理ですけど、印象であるいは見聞なさっている範囲でお答えいただけたら幸いです。

事務局

原田委員がおっしゃられた議員活動等は基本的には庁舎内でなされております。ある意味わからない部分というのは把握のしようがない部分でございますので、事務局としては、ある種公式なデータに基づいて先ほどお答えしたということでございます。

柳田委員

さっき漏れましたのでちょっと確認したかったのですが、会議開催状況、資料3のところで、定例会、委員会、3ページのところは全員協議会は全員参加ですよね。それから資料3の各委員会というのは常任委員会はそれぞれの特別の委員会に属されるものですよね。それから議会運営委員会というのは代表ですか。これも全員ですよね。

事務局

全員ではありません。

柳田委員

予算特別委員会、決算特別委員会、駅周辺開発等特別委員会、これは全員ですか。

事務局

予算特別委員会は正副議長を除き、決算特別委員会は正副議長と監査委員を除く議員です。駅周辺開発等特別委員会は代表です。

柳田委員

わかりました。資料5のところで、増額分の説明が間違いであったのですかということをおのあいだご確認いただくようにしてこのような文書が出てきたのですが、これは結局正確な増額分は07年の報酬審議会の時には一切説明がなかったのでしょうか。

事務局

議会等で差し引いたことが間違いであったという趣旨の答弁がされております。

柳田委員

ですから、審議会ではこのままで済んでしまったということですか。3200万円増額になるのか、あるいは退職金とか共済にも影響があるという話は検討がされなかったのですか。

事務局

議会で答弁している内容ですが、その増額分はお示しして、差し引くべきものではなかったものを差し引いたということです。

柳田委員

はい、わかりました。

事務局

このあいだの本市における議会で議員さんの質問、それから市の答弁で本件についてはお答えしておりますので、私としては解釈等再度述べる内容ではないと思いますのでご了解いただきたいと思います。

浅川会長

資料については、これで終わりということにいたしましょう。柳田委員、大屋委員が用意された資料については、後ほど事務局からお配りしていただきましょう。4時40分を過ぎましたので、本題に入ります。市の財政状況について、市の財政部門の担当者の方々にお越しいただきましたので、自己紹介をしていただいてすぐ本題に入ります。

財政課長

西東京市役所財政課で財政課長をしております池澤と申します。本日は貴重なお時間をいただきまして、本市の財政状況につきましてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

財政係長

同じく財政課の財政係長をしております下田と申します。よろしくお願ひいたします。

財政課長

着席してご説明させていただきます。

それでは、既にお手元に西東京市の財政白書平成19年度決算版をお配りしていると思いますが、これに沿って内容をご説明させていただきます。まず説明に入ります前に本市の特徴と申しますか、既にご承知とは思いますが、平成13年に合併いたしまして、特に財政面におきましては、合併に伴う財政支援を受けております。1つには後ほどご説明いたします地方交付税の関係です。また借入金いわゆる合併特例債という事業を行うにあたり、借入金を借り入れる際には、合併市特有の特例債というのがございます。そのような財政支援がございますので、そういった点を前提に財政状況をお聞き頂ければと思います。また、各項目の中では、その点につきましてご説明させていただきます。それでは西東京市財政白書の1ページをお開きいただきたいと思います。

現在、平成20年度の財政白書につきましては作成中でございますが、今月末に開催されます市議会決算特別委員会でございますが、そちらの方に資料として提出することに向けまして準備しております。従いまして本日は19年度の決算を基にした財政状況ということですが、財政指標等現在わかっている内容につきましては、20年度決算数値もご紹介させていただきながら進めたいと思います。それではまず1ページでございますが、財政状況のイメージということで、市の財政の全体像をまずご理解いただくために、市の財政を家計に例えるということで、市の決算額を1万分の1として家計に置き換えたものでございます。分類につきましては、本市独自の基準ということですので、ご理解いただきたいと思います。この家計に例えますと、年収が約587万円、支出が約575万円ということで、だいたい500万円程度の家計とご理解いただきたいと思います。それぞれ収入と支出の内訳につきましては、中ほどの表に載せております。それで、表の下にございます現在の貯金残高をご覧いただきたいと思います。88万円ということで、自分で稼ぐ収入の約4分の1程度の貯金残高でございます。一方、現在のローン残高、借入金の残高でございますが、502万円ということで、自分で稼ぐ収入の1.5倍というこのような額になっております。だいたい500万円くらいの家計で、借入金の残高が同様に502万円くらいあるというようなことでご理解いただければと思います。まず、全体のイメージをつかんでいただきまして、次に3ページをお開きいただければと思います。決算収支でございます。それぞれ各年度の歳入決算額と歳出決算額の差引き収支を表したものでございます。中ほどの表の実質収支、上から5段目でございますが、実質収支という欄をご覧いただきたいと思います。一般的に法令等に基づきまして、その団体が赤字であるのか黒字であるのかそういった公的な指標となりますのがこの実質収支が黒字なのか赤字なのかをもって自治体を判断するというようになっております。本市におきましては、こちらの表に載せております合併前の平成6年度から合併後の平成19年度まで各年度とも実質収支につきましては黒字ということでございますので、会計におきまして赤字決算を迎えたことは1度もございません。また、平成14年度以降19年度までは概ね10億円前後の実質収支額いわゆる歳入歳出の差引き額を出しておりますので、比較的実質収支につきましても安定しているということでございます。次に5ページをお開きいただきたいと思います。市の歳入でございます。歳入に占める市税の割合はおよそ半分ということで、19年度決算における歳入の内訳でございますが、市税が

52.0%ということで、市の歳入決算額に占める市税の割合は約半分でございます。いわゆる市の基幹収入が、市税収入であるということになるかと思えます。従いまして市税の動向につきましては、基幹収入であるということで、やはり今後も推移を注意深く見ていく必要があるものと考えておりました、特に人口の増加であるとか、人口の増加におきまして30代40代の方、いわゆるお勤めになっている方がどの程度の割合を占めているのか、また高齢者の割合でありますとか、あと経済情勢、こういったものがどのように影響してくるのか、こういった点を注意深く見ながら市税の推移を毎年実施計画の中では推計をしながら予算編成にあたっていただいているということでございます。それで、半分が市税ということで、市税の状況についてでございますが、9ページをお開きいただきたいと思えます。市税収入は平成19年度におきまして300億円を突破しております。市の予算規模が概ね600億円程度でございますので、その約半分300億円が市税収入ということでございます。また徴収率もこの間7年連続で向上しているということで、さまざまな徴収努力をしておりますので、徴収率についても向上しているという状況にございます。右側10ページのグラフをご覧くださいと思えます。約300億の税収の中でも特に大きなウェートを占めておりますのが1つは個人市民税でございます。個人市民税につきましては、約147億円ということで、150億円近い額が個人市民税ということでございます。また、固定資産税につきましても約104億円ということでかなり大きなウェートを占めております。本市の場合につきましては住宅都市ということもございまして、特に個人市民税と固定資産税このあたりに基幹収入であります税収の比重が置かれているということでございます。特に固定資産税につきましては、比較的安定した税収ということでございますが、個人市民税につきましては、先ほど申し上げましたように人口の増減、また景気の動向等にも影響される税でございます。このあたりの動向を注意深く見ていく必要があるものと考えております。特に19年度で300億程度ということで、前年度と比較しまして22億ほど増えておりますが、この要因につきましてはこの間人口が増えているということと、19年度につきましてはご承知と思えますが税源移譲ということで国税から地方税への税源移譲がございましたので、それで大きく300億を超えるような額になっているということでございます。次に飛びまして13ページをお開きいただきたいと思えます。地方交付税でございます。見出しのところ、合併算定替における上乗せ交付は終盤を迎えています、というような表現をしておりますが、まず、合併算定替についてご説明させていただきます。恐れ入ります15ページをお開きいただきたいと思えます。15ページの中ほどの図をご覧くださいと思えますが、合併算定替というのは、国から交付税を受けるにあたりまして合併してから10年間につきましてはまず旧田無市での算定と旧保谷市での算定、その旧市での算定を合算したものと、あともう1本、西東京市としての算定を比較しまして、額の多い方を国から交付していただけるという制度でございます。多い方というのは、どちらかということと人口規模が西東京市になりますと20万近くになりますので、20万近くになると行政の効率化も図れて、交付税は効率化が図れることによって少なくなります。また旧田無市、旧保谷市でありますと旧田無市が人口約7万、旧保谷市が人口約10万ということでしたので、それぞれ今の西東京市からみると効率性は悪くなっているということで、それだけ多く交付を受けているということでございまして。従ってこの15ページの中ほどの図をいただいて、合併算定替というのがベースになっているのが、1本算定いわゆる西東京市の額、これと旧田無、旧保谷の額を比較して多い方ということでございまして、その差がこの図の右上にございます増加額ということで13億7500万円、約14億円ほどこの間交

付額が多くきております。ただ、10年経ちますとこの合併算定替が徐々に縮減されていくということで、23年度からこの合併算定替の増加分に0.9、0.7、0.5と段階的に縮減されていきまして、最終的に平成28年度には1本算定ということで西東京市での算定による交付税が交付されることとなります。従いまして、現在、企画では行財政改革に取り組んでおりますが、その中ではこの交付税の縮減を見込みながらどのような対応をしていけばいいのかこのあたりを含めて現在事業計画の内容についても毎年度精査をしているところでございます。それでは合併算定替は以上で、1つお戻りいただきまして14ページをご覧ください。14ページの一番上の表でございます。地方交付税の推移を額で表したものでございます。特に地方交付税につきましては、平成19年度で申し上げますと、約24億9000万程がきております。また本来交付税で交付されるべきものが、地方債、いわゆる借入金の方に振り替わっている臨時財政対策債というのもございまして、国の方では地方交付税と臨時財政対策債を含めたものをもって各年度比較をするようにというような指示がございますので、そのような形でこちらの表は載せてあります。ただ、ご承知のとおり、本市は交付税の交付団体ということでありますので、財政力指数につきましては1を下回っております。19年度では0.969、またこちらの表には載っておりませんが直近の数値では平成20年度におきましても交付団体ということで財政力指数が0.972。21年度は交付税が7月に算定結果が示されましたが、平成21年度におきましても交付団体ということで財政力指数は0.963ということになっております。引き続き交付団体になっているということでございます。それでは続きまして多少飛びますが21ページをお開きいただきたいと思っております。経常収支比率でございます。経常収支比率については、簡単に申し上げますと毎年度経常的に受ける歳入、いわゆる毎年度の経常的な歳入に対して、毎年度経常的に出て行く支出、これがどの程度の割合なのかを示したものが経常収支比率でございます。一般的に言われておりますのが、70～80%が適正水準でありまして、それを超えると財政の硬直化が進んでいると言われております。ただ経常収支につきましては、今申し上げましたように、毎年度入ってくる経常的な収入に対して毎年度実施する経常的な支出がどの程度あるのかということですので、例えば市民サービスをどの程度その自治体でやっているのかそういった点にも視点を置いて見ていかねばいけないのかなと考えております。極端に言えば、市民サービスを低くすると経常的な支出が低く押さえられますので、その分経常収支比率は改善されるということになるかと思っております。従いまして単に70～80ということだけではなくて、本市の市民サービスがこういった水準なのかそのあたりも1つ見ていく必要があるのかなと考えております。それで22ページの上のグラフでございますが、経常収支比率につきましては、西東京市では19年度は92.1%、都内26市平均が91.4%ですので、若干ではあります。26市平均よりも本市は上回っているということでございます。また、こちらの表には載っておりませんが、20年度決算で申し上げますと、西東京市の経常収支比率は92.0%ですので、0.1ポイント改善と申しますか若干ではあります。26市で見ますと、20年度決算の92.0%は26市中良い方から見まして9番目でございます。従いまして、経常収支を見た限りでは、26市の20年度決算でも単純平均が91.9%となっておりますので、26市平均はむしろ0.5ポイント悪化している中で本市におきましては0.1ポイント改善が図られていることから、特にこの間行革等にも取り組んでまいりましたので、そのあたりの効果が出ているのかと考えております。また、26市中9番目ということでございますので、26市の平均が上回っている中で、本市は92%ということでございますが、これをもって極端に財政状況が悪化しているという

ことは言えないのではないかと考えております。ただ、引き続き経常収支につきましては、特に経常的な収入がどの程度今後入ってくるのか、また経常的な支出がどの程度あるのかそういった点を見ていく必要があると思います。次に23ページをお開きいただきたいと思います。公債費でございます。借入れをした場合に元金、利子を償還していくその公債費でございますが、合併特例債の活用によりまして、冒頭で申し上げました合併して10年間は合併特例債という地方債を借り入れることができます。この合併特例債を10年間活用しておりますので、公債費は増加をしております。ただ、一方で公債費が適正かどうかを見る公債費比率という水準につきましては、適正に推移されているということでございます。24ページをご覧くださいと思いますが、24ページの下の方でございます。上から3段目の公債費の合計欄を見ていただきたいと思いますが、平成22年度までは合併特例債の借入れが合併後10年間ということで予定されておりますので22年度までの借入れをいたしまして償還、返済のピークは25年度というふうに現在見ております。25年度に公債費が約68億円の返済が必要になってくるものと考えております。また、公債費の水準が適正かどうかにつきましては、この表の一番下にございます公債費比率というものがございます。公債費比率につきましては、10%以下が適正な水準と言われております。平成19年度で見ますと、7.3%ということですので、10%以下ということになっております。また20年度決算がこの間出ましたので、20年度決算で公債費比率を申し上げますと6.8%ということでございます。0.5ポイント下がっているということになるかと思っております。またこの20年度決算におけます6.8%の公債費比率の26市の水準でございますが、26市中良い方から数えて10番目ということでございますので、先ほどの経常収支が9番目ということで、公債費比率につきましても10番目ということですので、だいたいこのあたりに26市の中では位置しているのかなと考えております。次に25ページをお開きいただきたいと思いますが、市債、借入金でございます。見出しは引き続き今後も増加傾向にありますと出しておりますが、何度も申し上げますように、合併して10年間合併特例債を借り入れまして各種事業を行いますので、平成22年度までは市債が増加傾向にあるということでございます。26ページの下の方をご覧くださいと思いますが、この表の上から6段目、市債残高合計欄をご覧くださいと思いますが、平成22年度がピークと見ておりまして、約534億円このあたりが市債の残高になるのではないかと考えております。またこの市債残高に対しまして、返済能力が問題ないのかどうかを見るのが実質公債費比率でございます。実質公債費比率につきましては、この表の一番下に載っておりますが、19年度で申し上げますと4.1%。また20年度決算が出ておりますが、20年度決算で申し上げますと3.7%という実質公債費比率となっております。ちなみに、この実質公債費比率につきましては、18%以上になりますと黄色信号、いわゆる借入れをするにあたりまして必ず国の許可が必要になるということでございます。また25%以上になりますと赤信号ということで、借入れに制限が加えられるということになっておりますので、まあ黄色信号の18%から見まして、20年度決算で申し上げますと3.7%ということですので、借入れにあたりまして返済能力につきましても特段問題はないのかなと考えております。次に27ページをお開きいただきたいと思いますが、27ページは基金いわゆる積立金でございます。積立金につきましては、27ページの下の方でございます。積立金は大きく分けて2種類ございまして、1つは特定目的基金と言われている積立金です。特定目的基金につきましては、それぞれ事業目的を持った積立金ということでして、例えば事業を実施するにあたりまして、事前に積立てをして、事業が始まった段階で取り崩しをしていくという性格のも

の。またその事業をやるにあたって取り崩しを計画的に行いながら事業を計画的に進めていくそういうために毎年積立てていくそういった性格のものでございます。また、その一方で財政調整基金というものがございまして、財政調整基金につきましては、財源が年度間において不足するような場合、または緊急な事業が出た場合、そういったものに充てるために予め積み立てておくというものでございます。従いまして、特定目的基金につきましては当然事業の進捗により残高が減少してまいります。また事業をやる前では残高が増加していくというものでございます。財政調整基金につきましては、年度間の財源調整ということですので、毎年度一定した額を持っていないと、安定した財政運営ができないということから、本市の行財政改革の目標といたしましては、約30億円台をキープしていくようにという目標値を立てております。この27ページの表の財政調整基金のところをご覧いただきましてもわかるとおり、この間約30億円台で推移しておりますので、年度間の安定的な財政運営を行う上では財政調整基金の残高については、問題ないのかなと考えております。ただ、当然景気の変動等によりまして財源不足等が起きた場合には、緊急の取り崩しも必要となりますので、そういった意味では引き続きこの30億円台キープに向けて、財政の適正な執行にあたっていくということが常に求められていると考えております。基金につきましては以上でございます。次に29ページをご覧いただきたいと思いますが、公営企業、公営事業への繰出金ということで、本市の場合におきましては、特に国民健康保険と下水道事業。本来国民健康保険、下水道事業につきましては、独立採算を基本とする特別会計を組んでおります。従って一般会計から特別会計へ繰出すということは基本的にはないのですが、ただ特別会計の中でやはり独立採算の難しい場合、また政策的に扶助的な性格で支出をするような場合につきましては、財源補填的な繰出しという取扱いをしております。それを表しましたのが30ページに載っております国民健康保険では上の表の左側でございます、国民健康保険事業会計への繰出金額ということで、白っぽくなっておりますのが基準外繰出しということでいわゆる財源補填的な繰出しになっております。政策的に繰出す部分でございます、これが19年度で申し上げまして18億2000万円ということでございます。また表のグラフの下、下水道事業会計への繰出金額につきましても、平成19年度では白になっております基準外繰出し、いわゆる財源補填的な政策的な繰出しが18億4000万円で、国民健康保険と下水道事業でそれぞれ18億円強の補填をしているということでございます。これがかなり一般会計の中では大きな財政負担となっております、31ページをご覧いただきたいと思いますが、先ほど申し上げました経常収支比率、経常的な収入で経常的な支出をどの程度賅っているか、経常収支比率に国民健康保険と下水道への繰出金につきましても毎年度継続的に行われているということで、これを経常的な支出と仮にみなした場合どうなるのかということでございますが、西東京市におきましては、19年度で102.3%ということで、やはりこのあたりの財政負担というのがかなり大きく占めているということでございます。毎年、料金改定等が必要になってくるのではないかと思います。次に33、34ページでございますが、本市の財政状況を他の団体と比較した場合ということでございます。33ページが都内26市平均との比較、34ページが都内類似団体平均との比較でございます。上が平成13年度合併した初年度、下が平成19年度ということでございます。この正六角形が平均ということでございますので、正六角形の中に入り込むと平均よりも下回っているということでございます。正六角形の反対に外に出ますと、平均よりも上回っているというように見ていただければと思います。33ページの下でございますが、19年度の都内26市比較では、経常収支は概ね平均、また公債費比率につきまし

でも平均を上回っているということでございます。また、それ以外は枠の内側に入り込んでおりますので、平均を下回っているというふうにご覧いただければと思います。また、34ページは都内類似団体比較ということでございます。これにつきましても26市と同様の傾向がございまして、経常収支比率につきましては、ほぼ平均値あたりをいって、若干上回っておりますが、公債費比率につきましては、平均よりも上回っている。それ以外は正六角形の枠の中に入っておりますので、下回っているというようにご覧いただければと思います。都内との比較ということでございます。これを全国的に見るとどうなのかということでございますが、36ページをご覧いただきたいと思いますが、全国の類似団体には、どのようなところがあるのかということでございますが、北海道の苫小牧から沖縄の那覇まで、19年度決算で申し上げますと32団体が本市と同じような類型に属しております。この中で市の名前を聞いたことがあるという方もいらっしゃると思いますが、類似団体を全国で比較すると、神奈川の鎌倉ですとか、藤沢ですとか、千葉の市川、浦安、また京都の宇治、兵庫の西宮、沖縄の那覇とか、そういった都市と類似団体であるということがわかりになるかと思っております。この32団体と比較いたしますと、36ページの中ほどのグラフでございまして、全国の類似団体との比較では本市におきましては正六角形の枠と重なっているかもしくはそれより外側に出ているということで、全国的に見ると類似団体と比較しても問題はないのかなとこのグラフからは見られると思っております。また、比較になるかどうかはわかりませんが、全国の市町村全部まとめてみたらどうなのかというのが、36ページの一番下のレーダーチャートでございまして、正に正六角形の大きく外に出ておりますので、このあたりでも全国的にみても本市においては遜色ないのかなと考えております。それでこのような財政状況ということで、37ページに行財政改革の必要性ということで述べておりますが、当然のことながらこういった財政状況に甘んじることなく、日々行財政改革に努力しながら、いわゆる有効財源を生み出して、その有効財源を新たな市民サービスにつなげていくということが必要ではないかということで行財政改革に取り組んでおります。また行財政改革の中では、財政指標を目標設定いたしまして先ほどの財政調整基金の現在高のように目標管理しながら、財政運営をやっております。そのような関係で引き続き行財政改革についてはその内容について取り組んでいく必要があると考えております。最後になりますが、39ページをお開きいただきたいと思いますが、財政健全化法という新しく平成19年6月、今から2年前に法律が成立をいたしまして、平成19年度決算からこの財政健全化法に基づいて、その自治体の財政状況が問題ないかどうかを比率によって判断するというものでございます。それで大きく分けまして39ページに載っております1.から5.までの比率で財政状況を判断していくというものです。1.の実質赤字比率、これは冒頭申し上げました実質収支、いわゆる歳入と歳出の実質的な差引き、実質収支が黒字なのか赤字なのかこれを比率として見る指標でございまして、主に一般会計を中心に赤字か黒字かを見たものでございます。2.は連結実質赤字比率ということで、一般会計だけではなく、それぞれの自治体で持っている特別会計を全て含めて赤字がないかどうか黒字かどうかを見る指標です。従って、1.、2.につきましては、その自治体の資金収支が問題なく行われているかどうかを見る指標です。いわゆる赤字になっていけば一般会計で黒字であっても特別会計で赤字になってしまっていれば、その団体が資金繰りがうまくいっていないということですので、特に2.の連結で見た場合に赤字があるのかないのか、このあたりが視点としてあるということでございます。また、3.の実質公債費比率につきましては、先ほど起債の中で申し上げましたように、一般会計等が負担する元利償還金が問題

なくその自治体の財政規模にあったものかどうか、返済能力があるのかどうか、そういった点を見る指標でございます。4.の将来負担比率につきましては、これも一般会計だけではなくて、その自治体が入っている一部事務組合、いわゆるごみでありますとか、病院でありますとか、そういった事務処理をするにあたりまして、一部事務組合も設立しておりますので、その一部事務組合も含めた起債、また第三セクターも含めて負債があるのかどうか、その負債が将来的に返せるのかどうか、そういったものを見る比率でございます。この3.、4.につきましては、いわゆる債務返済能力があるのかどうかを見る指標として判断する視点がこの中に盛り込まれております。最後5.でございますが、資金不足比率ということで、公営企業会計、本市の場合におきましては、下水道事業会計のみということになっておりますが、下水道事業会計において、資金不足いわゆる赤字があるのかどうかを見る指標でございます。以上5つの指標を表したものが40ページの中ほどに載っております健全化判断比率でございます。早期健全化基準、例えば実質赤字比率でいきますと11.6%、この早期健全化基準が黄色信号と言われているものです。これを超えますと早期健全化団体に入りまして、改善努力が求められてきます。財政の健全化計画などの策定も国の方から求められてきます。また実質赤字比率で申し上げますと、20%を超えますと財政再生基準ということで、財政再生団体、他団体のことを申し上げますとあれなのですけれども、新聞報道等でご承知の北海道の夕張市などは、この財政再生団体に入っているということです。ここになりますと、国などの関与によりまして、確実な再生が求められてくると、サービス水準につきましても、限りなく国の標準としているレベルまで水準を落とさざるをえないということになります。これをそれぞれ見てみますと、1.、2.につきましては全て会計間におきまして黒字ということでございますので、赤字比率はないということで、マイナス表示になっております。また、実質公債費比率につきましては、黄色信号が25%のところ本市は4.1%、また20年度決算で申し上げますと3.7%ということでございますので、黄色信号である25%から比べてもその範囲内に入っているということでございます。また将来負担比率につきましても、350%が黄色信号のところ、35.4%、また20年度決算で申し上げますと29.3%という比率になっておりますので、これも特段問題ないということでございます。また最後5.資金不足比率につきましては、下水道事業会計は黒字ということでございますので、赤字比率はないということでマイナス表示になっております。従いまして、新しくできました健全化法につきましても、本市の場合につきましても、健全段階に合致しているということでございます。ただ、40ページの下の方に載っておりますように、いわゆる財政状況が本当に悪化した時に国によって財政の健全化を求めてくるという指標でございますので、これが問題ないからといって一概に安心してはいけないのではないかと考えております。引き続きさまざまな指標を用いまして、財政状況を多角的に分析し、そして適正な財政運営また行財政改革の不断の努力を続けていく必要があると考えております。以上が平成19年度また20年度の数値も若干ご紹介いたしまして、本市の財政状況につきましてもご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

浅川会長

ありがとうございました。市の財政状況をご説明いただきました。時間に限りがありますが、今の点でご質問等がありましたら手短にお願いたします。

大屋委員

最後の財政健全化法に関してですけれども、広報では実質赤字比率を黒字比率だとして数値をあげて連結実質赤字比率についても黒字だ。そして最後の資金不足比率につ

いても数字を載せていますけれども、公式には出してませんね。財政白書というのはそういうものは載っていないものなのですか。マイナスだから載せないのではなしに、これはだからそういう意味では広報がですね。非常にこれでわかるかと思うのですよ。我々はここに載っからない。それは結構だけれども、どこまで離れているのか。マイナスでもね。それは、こちらの方にはちゃんと載せられている。

浅川会長

財政白書にもそれは入れた方がいいと。

大屋委員

そうです。あともう1つがですね。11.6、11.25から16の間。早期健全化基準。その上の2つにつきましては、かくかくしかじかが出るんだというような。後日で結構です。出していただければ幸いです。

財政課長

わかりました。今のご質問の趣旨をもう1回確認させていただきますと、いわゆるマイナス表示だけではわからないので、これの具体的な数値を示してもらえないかとそのようなことでよろしいですか。わかりました。

大屋委員

広報ではちゃんと載せておりますので、そういう意味ではどうこういうわけではないのですが、せっかくこちらで載せているものを財政白書で載せてくれればいいじゃないですかということをお願いわけです。あとの11.6と16.6につきましては、わかりませんので、何でこんなことになっているのか。

財政課長

これが何なのかということですね。

大屋委員

25%は総務省で国で決めている数値ですものね。350についてもいいです。以上です。

財政課長

ご説明できるようにいたしますので、申し訳ございません。

高木委員

よろしいでしょうか。2点ほどお伺いしたいのですけれども、26ページを見ますと、市債残高が年々増えている。公債残高も年々増えている。財政が健全だというのはこれについては人口が増えているから実質大丈夫だという言い方なのか、いわゆる22年度がピークと言いましたけれど、23年度以降が市債とか公債費がどの程度減少していくのかあるいは現状で維持するけれども人口が増えるので一人当たりの公債残高は減ってくるからいいのか、そういうことを言いたいのか、というのがちょっとわからない。もう1つ2点目としては、先ほどの下水道会計が黒字と言いましたけれども、黒字というのは収入と支出を差し引いて黒字なんでしょうけれども、一般会計からの繰出金が18億くらいあるということは、これは黒字、下水道会計の借金の償還に充てているから18億毎年必要なのか。要は黒字だったら補填する必要はないわけですね。だけど補填しているということは、いわゆる下水道の借金の元金返済に充てているのか、何で黒字なのか。その2点をお伺いしたい。

財政課長

まず、26ページの市債の関係でございますが、残高等はこの間500億円を超えるような形になっております。当然22年度まで特例債を借り入れるということで、このあた

り残高が増加傾向にあるということでございます。これを実質公債費比率といういわゆる返済能力があるのかどうかという比率で見た場合にこちらにありますように平成22年度のピーク時におきましても3.8%ということで、いわゆるこれだけの借り入れをしても返済できるそれだけの財源をこの西東京市は持っているという1つの基準からして公債費比率からみても問題ないのではないかとそのように考えております。

高木委員

残念ながら23年度以降が出ていないもので、22年度がピークかどうか我々としてはわからないもので、お話では確かに22年度はピークとおっしゃったのですけれども、23年度以降が例示されていないものですから、本当にこれがピークなのかということがちょっとわからなかったもので。これは額が減少していくのか、それとも一人当たりが減少していくのか。

財政課長

そうですね。毎年度予算編成をするにあたりまして、総合計画という市の最上位計画を持っております。その総合計画に基づいて概ね予算を編成するのですけれども、それにあたりましては実施計画という財政計画を立てまして、そこで将来的な財政部門についても管理しております。そこでこの3月に作りまして実施計画いわゆる財政計画の中においては、このような形で推移していきまして、22年度ピークで23年度以降は市債残高は減少していくということになります。

高木委員

残高合計が減少していくわけですね。。一人当たりではなくて。総合計がずっと逡減していくということですね。わかりました。

財政課長

あとは下水道の関係につきましては、確かにおっしゃるように財源補填繰出しというのを30ページをご覧くださいまして下の左側のグラフで18億4000万ということで財源補填繰出しをしております。これにつきましては、主にこの間社会資本整備いわゆる下水道整備をやりまして、その返済に充てる経費として約18億ほど繰出しをしております。これが健全化法で見ますと下水道会計自体は実質収支は黒字になっている。いわゆる一般会計から18億4000万繰出ししておりますので、下水道会計で見ると黒字になっておりますので、その関係で下水道会計は健全化法でいっても資金不足比率は出ないということになります。

高木委員

今の説明が少しわからなかったのですけれども、下水道会計の単独会計で収入と支出で黒字なのか、18億入れたから黒字なのか、そこら辺の説明がちょっとわかりませんでした。

財政課長

18億入れて黒字になったということです。

高木委員

ということは、収入が少ない。いわゆる補填することによって黒字になったということですね。そうするとあまり健全とは言えないという気がします。わかりました。

柳田委員

すみません。今の関連でそうすると国民健康保険も下水道会計も一般会計からの繰出金がかかなりあるわけですね。そうすると一般会計がそれだけ圧迫されるというか、逆に言えばそれがなければもっと別なところに予算を配分できたということですか。

財政課長

そのとおりです。

原田委員

我々の業界では、最も市町村の人口において効率的な水準はいくつかという議論を延々とやっておりますが、だいたい15万から20万というのですね。そういった意味では当たり前かなあというふうに全般的には聞いておりました。特に20万といいましても昨今合併して山を持っているところとか、島しょ部とかいろいろもっているところとか、あるいはでこぼこありますけれども、そういった意味では西東京市は規模も小さいし、フラットな地形である。しかも収入の面でも企業城下町では一応ないことになっている。半分は市民が払っている。あと固定資産税である。市民税というのはでこぼこはしますけれども比較的景気に左右されない。例えば愛知県のようなことにはならないというような自治体なんだろうなあという気はします。しかしながら、全般的に聞いていてわからないことが2点ございまして、おっしゃらなかったことが1点。わからなかったことが1点でございますが、どうして財調はこんなに減っているのでしょうか。財政調整基金はもちろん貯めておくことが意味があることではないのですが、どうして繰出し傾向にあるのかということについてももう少しご説明いただきたいというのが1点。もう一つは、平成17年度からだったか、集中改革プランをやっておりまして、21年度が最終年度にあたると。確か4年分は出ているはずで、総務省全体でもデータは出しているので、西東京市としてのデータを把握しているはずなので、何か目標を立ててやれということになっていたかと思うのですが、それはだいたい達成できそうなのかどうか、2点です。

財政課長

まず、財政調整基金につきましては、27ページですか14年度15年度くらいで見ますと40億円台ございましたけれども、16年度から30億円台に減少するような形になっております。それで特にページでいきますと14ページの中ほどのグラフをご覧いただきたいと思いますが、普通交付税でありますとか、臨時財政対策債いわゆる国から一般財源としてくるもの、また一般財源として使える借入金。こういったものを合算したものでございます。特に16年度から18年度までは国におきまして三位一体の改革というのが行われて、将来的に税源移譲をするので、地方交付税の削減、縮減。それとあと補助金の見直しはかなり行われております。このグラフをご覧いただくとわかるように、16年度で一気に一般財源となる交付税が落ちている。こういったものを一定程度財政水準を維持していくためには、年度間の財源調整ということで、財政調整基金を予算上取り崩さざるをえなかったということございまして、16年度あたりから財政調整基金の減少が見られるということでございます。この点につきましては、行革の目標値としては、30億円台という目標を立てておりますので、30億円をキープできるように今後とも努力していきたいと考えております。集中改革プランにつきましては、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ないのですが、後ほど。

原田委員

別に結構です。順調に推移しているのかどうかということだけで十分です。

財政課長

企画政策課の方でとりまとめしておりますので、今のところ特段問題なく整理されているということでございます。

原田委員

それであれば十分です。

財政課長

それに基づいて当市の行革なども進行しておりますので。

浅川会長

他に質問は、5時半を過ぎておりますけれども、なかなか市の財政状況となると皆さん興味深くなると思います。本当は時間があればお聞きになりたいことがあると思いますが、時間も限られておりますので、今日は有意義な説明をしていただいたということで池澤課長の説明はこれで終了させていただきたいと思います。よろしゅうございますね。どうもありがとうございました。

財政課長

お答えできない分がありましたので、それにつきましては後日整理させていただきたいと思います。貴重なお時間をちょうだいいたしましてどうもありがとうございました。

浅川会長

審議はこれでおしまいということで、次回の会議の進め方ということを考えていかなければならないのですが、今日は財政課の担当者より、市の財政状況これについて非常に詳細なご説明をいただきました。おそらく委員の皆さんにおかれましては、西東京市の財政状況がどのようなものであるか、どのような状況にあるのか、言葉を選んで言えば楽観視できるというわけではないけれども、形容詞を付けるとしたら、比較的安定した、安心感があるという水準であるというご説明をいただいたのではないかとというような感じがしております。この審議会では、11月中旬を目途に答申をしなければならないことになっておりますので、市の財政状況について客観的なお話をいただきましたので、それを踏まえて次回を進めていかなければならない。いよいよ次回以降の会議では、言ってみると本題と申していいと思いますけれども、どのような進め方がよいか、具体的に言うと市長以下の特別職とかあるいは議員の報酬等について、どのような水準が妥当かということをお次回あたりから検討していくことになるかと思っております。その判断材料になりますのが、今日お話いただいたことを含めて、もう1点第1回、第2回の時に原田委員からご専門家としての何というのでしょうか、格付けの話をされておられたのですね。あれは答申を出すにあたって非常に客観的というか基準となるようなお話ではないかというような感じがしておりますね。要するに給与体系の資料というものが出てきて、原田委員にお話いただければ、よりよい答申が出るのではないかとこう思っているのですけれども、その点いかがですかね。原田委員、今のことについてあるいは事務局で格付け、給与体系の資料といったようなものを作っていただくなり、どうでしょう。そういうことがあれば原田委員からまた説明をしていただくということになれば、非常に客観的な話が出てくるのではないかとと思うのですがいかがでしょうか。

事務局

原田委員からご提案のございました格付けの件につきまして、私どもは既存の数値をサンプリングしてまいりました。原田委員とも別途連絡を取らせていただきまして、これは抽出するサンプルにより正確性を持ちたい、つまり原田委員のご趣旨に合う形の統計処理なりの数値を導き出したいとの趣旨から、今改めて本市独自に東京都の26市に調査をかけてございます。その調査数値に基づきまして、第1回目からご提案のございました資料作りにとりかかりたいと考えております。その目途といたしましては、次回第4回の資料に間に合わせた資料作りをしたいと考えております。

浅川会長

事務局から話がありましたとおり、第4回会議に原田委員よりご提案のあった資料をお作りいただいて、それに基づいた議論を進めていきたいとこう思うように思いますけれども、委員の方々よろしゅうございますか。では原田委員、次回申し訳ございませんけれどもよろしくお願いいいたします。

原田委員

私は具体的にその資料について拝見をして、コメントするというだけで足りるのか。それとももう少し何か。

浅川会長

もう少しというと、コメントは最低限していただいて、もう少しということは、ご専門家ですからご自身の見解を述べられてもそれは結構です。

柳田委員

今日資料をお持ちしたので、ちょっと説明を。

浅川会長

どうぞ。

柳田委員

消費者物価指数として東京都の区部の結果をいただいたのですけれども、もう少し広い範囲でも比べた方がよいと思ひまして、総務省で出ていた全国の消費者物価指数の変化。18年度から最近までのグラフで出ているので、見やすいのでこれをお出ししたのと。それからもう1枚は、日本の消費者物価指数の動向を世界で比べたものが、これも総務省でありましたので、かなりデフレーションがわが国特有の現象であるということがよくわかるグラフが出てました。それから3枚目は国家公務員の給与改定の推移ということで、これは職員の給与改定がどのようになっているかという資料をお願いしたので、国と都との水準が出ていたのですけれども、すごく古い段階から民間の賃金、賃上率と経済指標、経済成長率、消費者物価の比較というのが昭和37年からの表が出ておひまして、長いスパンでの傾向がわかると思ひましたので、これも背景を理解する上でということで用意いたしましたのでご参考にしていただければと思ひます。

浅川会長

大屋委員はご提出された資料についていかがですか。

大屋委員

一言だけ。この中に例の合併による調整と書いてあります。%も入れてますけれども、これはどういうことかと言いますと、副市長、教育長、常勤の監査委員、議長では保谷市の方が高いので、そちらに合わせている。それから市長、副議長、各委員長、議員では、田無市の金額に合わせている、ということです。全部高い方に合わせたものだから、こういうように上がってますということなので、正しくは%はおかしいかもしれません。田無市と保谷市の中の話ですからね。いずれにしましても低い方から見るとこれだけ上がってますということです。

浅川会長

第3回特別職報酬等審議会は閉会とさせていただきます。皆さんご苦労様でした。

次回以降の日程

第4回会議 平成21年10月14日（水曜日）午後1時30分から

第5回会議 平成21年10月26日（月曜日）午前10時00分から